

福知山市商工会

中小企業等復興支援事業補助金

1 事業目的

本事業は、平成29年台風21号で被災された中小企業者等に対し、被災された生産設備等の更新等に要する経費の一部を補助し、早期の事業再開等を支援することを目的とします

2 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、被災日時以降に着手し、平成30年2月28日までに完了する事業です。

3 補助事業者

京都府内事業所に、平成29年台風21号により被災した事業所を有する中小企業等（中小企業基本法第2条に定めるもの、又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの）が対象です。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	常時使用する 従業員の数	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下	20人以下
卸売業	100人以下	1億円以下	5人以下
小売業	50人以下	5,000万円以下	5人以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下	5人以下

4 補助対象事業

本事業は、平成29年台風21号により被害を受けた設備等の更新等を対象とします。

[補助対象とならないもの]

同一事業について、国、京都府、福知山市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合（ただし、福知山市の中小企業者災害復旧緊急支援事業は除くものとします。）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費とします。

ただし、保険金が支払われる場合は、対象経費から差し引くものとします。

[大規模な設備更新の対象経費に含まれるもの(例)]

- ・建物(工場、事務所、倉庫)及び附属設備(電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り、建物の全部又は一部を特殊室にするための施設等)の修繕
- ・構築物、機械装置(付属の工具備品も含む)、車両運搬具、備品の購入費等

[小規模な機器の修繕等の対象経費に含まれるもの(例)]

- ・機械、屋根、床等の修繕及び店内清掃、什器備品類の買替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費
- ・復旧セール開催経費及びチラシ印刷等

[対象経費に含まれないもの(例)]

- ・土地の購入費
- ・労務費、借入れに伴う支払利息、公租公課(消費税など)、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

6 補助率及び補助金額

(1) 補助率

① 大規模な設備更新に対する補助

補助事業に要する経費の15%以内(下限10万円 上限100万円)

② 小規模な機器の修繕等に対する補助

補助事業に要する経費の1/2以内(上限10万円)

※補助金は、予算の範囲内で交付されますので、採択されても希望された金額の全額が交付されるとは限りません。

7 申請手続等

(1) 提出書類

次の書類の原本及びそのコピーを各1部提出してください。

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 被災(り災)証明書の写し
- ③ 更新前設備の写真等
- ④ 対象設備等の見積書等の写し(金額の内訳がわかるもの)
- ⑤ 対象設備等の設備予定場所の位置図

(2) 申請の受付・問い合わせ

申請書は、福知山市商工会に提出してください。(郵送不可)

電話	本所	56-5151
	三和支所	58-3667
	夜久野支所	37-0001

(4) 事業実施期間

平成29年10月23日（月）～平成30年2月28日（水）（厳守）

(3) 受付期間

平成29年11月20日（月）～平成29年12月20日（水）（厳守）

(4) 結果通知

結果につきましては、福知山市商工会から申請者あて文書により通知します。

8 補助金の支払い

事業終了後、10日以内に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出があった場合は、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

検査の実施にあたって、証拠書類として、原則として、発注書・請書等、納品書、請求書、振込明細書、領収書、事業の完了を確認できる写真等を提出していただきます（申請時に提出済のものは、除きます）。

補助金の支払いは、精算払いとします。（事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ、支払いを行います。）